

保健医療関係者必携
海外長期滞在者のための
英文診断書・予防接種証明書作成の手引き

2004年3月15日発行

監修

中村安秀 大阪大学大学院
人間科学研究科教授

執筆

濱田篤郎 労働福祉事業団海外勤務健康管理センター
研修交流部長

宮津光伸 名鉄病院
予防接種センター部長

中野貴司 独立行政法人国立病院機構三重病院
国際保健医療研究室長

編集・発行

財団法人母子衛生研究会

理事長 金田一郎

東京都渋谷区神宮前5-53-1

TEL.03-3499-3111(代) FAX.03-3499-3002

制作責任者 江井俊秀

発行人 金田一郎



保健医療関係者必携

海外長期滞在者のための

英文診断書・
予防接種証明書
作成の手引き



1 海外渡航時に 必要な健康診断と証明

はじめに

現在、全世界に87万人以上の日本人が海外長期滞在者あるいは永住者として暮らし、毎年1700万人以上の日本人が海外旅行に出かけています。当然、海外で医療機関を受診する機会が増えていますが、そのときに種々の「診断書」や「証明書」が必要になってきます。

しかし、日本の多くの保健医療関係者にとって、日常の診療の中で、英文の診断書を作成することは、決して片手間ではできません。

この冊子では、海外渡航者の保健医療について豊かな経験をお持ちの先生方において、海外渡航時に必要になる「健康診断書」、留学生のための「健康診断書」、「予防接種証明書」などについて、作成時の注意とともにその「ひな型」を作っていました。また、この健康診断書や予防接種証明書の「ひな型」については、母子衛生研究会のホームページ (<http://www.mcfh.net>) からPDFでダウンロードできるように工夫いたしました。

全国どこからでも簡単にアクセスでき、海外渡航者のための診断書や証明者が容易に発行されることにより、海外赴任者とその家族の不安が少しでも軽減できれば、大変うれしく思います。

今回は、最もニーズの高い英文診断書と証明書に限定しましたが、今後も利用者の方々が使いやすい「手引き」の改善につとめていきたいと考えています。海外渡航者と向き合われている現場の方々には、実際にお困りになっている状況などをご連絡いただき、また、この「手引き」に対する率直なご意見をお寄せいただければ幸いです。

健康診断書作成の必要性

1 診断書の種類と記載事項

海外渡航のための健康診断書には、渡航前に会社へ提出するための日本語の診断書と、渡航先へ持参し現地の会社や学校へ提出するための英文の診断書があります。赴任者本人および配偶者を含んだ成人家族用、また子どもは一般に健康診断書よりむしろ予防接種の英文証明書が必要となります。乳幼児の場合、出生時の記録と渡航までに済ませた予防接種の記録と現地で追加してほしい予防接種スケジュールなどを証明します。1か月・3か月・1歳半・3歳児健康診査などは特に異常がない限り通常不要です。小学校・中学校・高校・大学に入学する方は、母子健康手帳の予防接種記録に加えて、それぞれ追加の予防接種や抗体検査、ツベルクリン反応などの評価を含めた予防接種証明書が必要になります。高校や大学では学校指定の健康診断書も同時に作成することになります。日本と違って海外、特にアメリカなど先進国では、証明書がないと入学できないことがありますので注意が必要です。ここでは健康診断書を作成するにあたって、成人で要求される項目を中心に説明します。

2 診断書作成に必要な検査項目

診断書作成に必要な項目として、まず名前・生年月日・身長・体重・肥満度・血液型・血圧・視力・聴力を測定します。生理学的検査は、心電図・胸部レントゲン・運動機能などです。血液検査では、血液型・白血球数・赤血球数・ヘモグロビン・肝機能(GOT・GPT・γGTP)・総コレステロール・中性脂肪・空腹時血糖・B型肝炎(HBs抗体・HBs抗原)・C型肝炎(HCV)さらに梅毒やAIDの検査も要求されることがありますので、感染症の抗体検査もついでに検査しておくことと安心です。特に、学校に入学する方は必須になります。検査方法が大切で、麻疹はHI法(小児)またはNT法(成人)、風疹はHI法、おたふくかぜ(ムンプス)はEIA/IgG法、水痘はIAHA法またはEIA/IgG法を選択して検査します。また尿検査も必要です。尿比重とpH・蛋白尿・尿糖・血尿および顕微鏡検査の所見を記載します。ほかに便の検査(血便・寄生虫など)が必要となる場合もあります。海外赴任者の赴任前検診の日本語書類と英文書類の例を提示します。

3 既往歴と現病歴の確認

過去にかかった病気(既往歴)や手術などの記録、治療中の疾患があれば治療内容や今後の注意などを記載した英文診断書を用意しておくことと安心です。記載はかかりつけ医によるものが望ましいでしょう。子どもではアレルギーの内容と種類と注意事項、また心臓病・腎臓病・てんかんなど慢性的な病気の治療中であれば、今後の治療方針などを英文で記載したのも用意しておきたいものです。また、乳幼児では母子健康手帳の出生時の記録(体重・身長などの記録)を英訳しておくことと海外で受診する時に便利です。母子健康手帳の健診記録は、特に異常がなければ翻訳の必要はありません。

留学生の健康診断書について

英文診断書作成時の注意

海外で学校に入るためには、仮に日本で完璧に予防接種を済ませてあったとしても、その国の実情に合った追加の接種が必要です。先進国特にアメリカでは入学の条件になっているので、母子健康手帳を翻訳しただけの書類や中途半端な証明書を持参すると、本来必要のないワクチンを接種されたり、結核と誤解されたりなどのトラブルが発生します。小・中学生では通常指定の書類はありませんが、高校・大学では日本の斡旋団体や現地校指定の健康診断書と予防接種証明書があります。検査項目は成人ほど詳しくはありませんが、名前と住所の正確な綴りと生年月日を確認し、身長・体重・血液型・血圧・視力・聴力を測定します。貧血検査（ヘモグロビン）と尿検査（尿比重・pH・蛋白尿・尿糖・血尿など）を要求されることがありますので書類を確認しましょう。既往歴や手術、また診察して異常なところがあれば項目ごとにチェックします。

身長・体重はcm・kg表示が普通ですが、時にインチ（inch）・ポンド（lb）表示 [1 inch=2.54 cm, 1 lb=0.45kg] のこともあるので注意しましょう。血液型はA型（+）の場合はA group, RhD（+）と表示します。また視力の表記は、0.1以下は0.1として20/200、1.0以上は1.0として20/20、0.7は20/30のように記載します。

麻疹・風疹・おたふくかぜは、海外ではMMR三種混合ワクチンで接種されます。先進国では生後15か月頃に1回目、4～6歳の小学校入学直前に2回目の追加接種が義務付けられています。中学・高校・大学でも同様です。アメリカの学校へ入学する場合には、少なくとも麻疹は2回目を接種し、風疹・おたふくかぜ・水痘は抗体検査で陽性を証明すれば問題ありません。ただし、罹患の記録だけでは証明になりませんので抗体検査で陽性を証明しておきましょう。陰性の場合は1～2回の追加接種が必要です。その他の国では、麻疹も抗体陽性であれば、大丈夫です。

ツベルクリン検査（Mantoux Test, PPD）は結核を診断するための検査です。日本ではBCGを接種する前の検査で、陰性の場合には陽性になるまでBCGを接種しますので、ほとんどの日本人はツベルクリン陽性です。きちんとした証明書を持参しないと結核と診断されてしまいます。また測定方法も多少異なります。硬結（induration）の横径が10mmで胸部レントゲン撮影、15mm以上であると予防内服を指示されます。日本では紅斑（erythema）の長径しか記載されません。しかも30mm未満は正常とされます。トラブルを防ぐためには日本の基準を記載し、胸部レントゲンの正常を証明することが大切です。

なお、平成15年度から小学校及び中学校入学時のツベルクリン検査とBCGが中止され、BCGは乳幼児期の1回のみとなっています。渡米直後に入学予定の方、またはBCG接種のみでツベルクリンが陽転していない方の場合は、渡米前にツベルクリン検査を再検確認してその旨を証明することが大切です。留学生のための予防接種記録と感染症の抗体価とツベルクリンに関する評価、そして必要な追加接種を含めた証明書を作成して下さい。病院名と住所の印刷されている公的な書類（便箋）を使用すること、または病院の印鑑を朱色で押印して公的な書類であることを表示してください。

証明書のためだけの検査項目や追加接種にこだわるのではなく、現地で生活する上での健康管理を考えて、必要な検査と追加接種を計画することが大切です。



渡航前に提出する健康診断書

渡航前に、会社などに提出する日本語の健康診断書の例です。会社によっては独自のフォーマットを用意しているところもあります。



MEITETSU HOSPITAL
528-81, SAIGO, NISHI-KU, NAGOYA 451-8511, JAPAN
TEL: +81(52)351-8111, FAX: +81(52)351-8111

海外派遣労働者健康診断書

氏名	(男・女)		健診年月日	年	月	日
生年月日	年 月 日生 [歳]		血液検査			
身長 (cm)	体重 (kg)	貧血検査				
血圧 (mmHg)	脈拍 (回/分)	赤血球数 (万/μℓ)				
血液型	型、RhD ()	肥満度 (%)	色素量 (g/dℓ)			
既往歴			白血球数 (μℓ)			
自覚症状			肝機能検査			
視力	左	[]	AST (GOT) (IU/ℓ)			
	右	[]	ALT (GPT) (IU/ℓ)			
眼鏡・レンズ	(有・無)	色 神	(正常・異常)	γ-GTP (IU/ℓ)		
眼疾患			脂質検査			
			total CHOL (mg/dℓ)			
聴力	左	1000Hz	dB (正常・異常)	triglyceride (mg/dℓ)		
		4000Hz	dB (正常・異常)	空腹時血糖値 (mg/dℓ)		
	右	1000Hz	dB (正常・異常)	感染症		
		4000Hz	dB (正常・異常)	HBs抗原	陰性・陽性	
耳疾患	(正常・異常) 所見		HBs抗体	陰性・陽性		
			HCV抗体	陰性・陽性		
心電図	(正常・異常) 所見		梅毒検査	陰性・陽性		
			AIDS検査	陰性・陽性		
胸部レントゲン			尿検査			
			比重			
診察所見			蛋白	陰性・陽性		
			尿糖	陰性・陽性		
			潜血	陰性・陽性		

海外生活に支障はありません*

上記のとおり診断する


年 月 日

〒451-8511
名古屋市西区栄生二丁目26-11
名鉄病院予防接種センター 宮津光伸

*海外生活に支障がなければ、それを明記します。

健康診断書作成時の注意とひな型

英文の健康診断書の内容は、基本的には日本語の診断書と大きく異なるわけではありません。しかし、単位の表記を必ず書く、抗体測定法を明記するなど、細かな点に留意する必要があります。



MEITETSU HOSPITAL
2-26-11, SAKO, NISHI-KU, NAGOYA, AICHI-PREF, 451-8511, JAPAN
TEL:+8152-551-8181, FAX:+8152-551-8711

REPORT OF HEALTH EVALUATION Date: April 8, 2004

NAME : YAMADA, TAKASHI
SEX : Male
Date of Birth : Jul.25,1972

Physical examinations (examined on Jan.25,2004),
Height ; 170.0cm. Weight ; 70.0kg
Chest X-ray ; no unusually findings on Jan.25,2004
ECG ; normal for age on Jan.25,2004
Blood pressure, rest 110/60 mmHg
Hearing ; (R) 1000Hz (30dB) , 4000Hz (40dB) ; normal
(L) 1000Hz (30dB) , 4000Hz (40dB) ; normal
Vision ; with Lenses : (R) 20/200,corr.20/20, (L) 20/200,corr.20/20

Peripheral Blood examinations (examined on Jan.25,2004),
Peripheral blood examinations
WBC ; 5610/ μ l , plat. ; 17.2 \times 10⁴/ μ l
RBC ; 517 \times 10⁴/ μ l (Hb. ; 14.9g/dl, Ht. ; 43.2%)
Blood Group ; A-group, RhD (+)
Serum examinations,
HBsAg ; (-) , HBsAb ; (-) , HCV ; (-) , Blood glucose ; 100 mg/dl,
GOT ; 15 IU/l , GPT ; 26 IU/l , γ GTP ; 74 IU/l ,
Total Cholesterol ; 227 mg/dl, Triglyceride ; 160 mg/dl,
The Anti-Virus antibody titers on Jan.25,2004 ;
Measles-NT ; 1 : 8 (positive) [Immunized]
Rubella-HI ; 1 : 256 (positive) [Immunized]
Mumps-ELISA/IgG ; 5.3 (positive) [Immunized]
Varicella-IAHA ; 1 : 16 (positive) [Immunized]


Urine examinations (examined on Jan.25,2003) ,
specific gravity ; 1.015, pH ; 7.0, albuminuria ; negative,
hematuria ; negative, glucosuria ; negative

Past history,
No problem

Clinical Evaluations,
No problem

His general condition is in good health, physically and emotionally.

I, the undersigned, certify that the above Immunization Record and Clinical Evaluations are accurate.



MIYAZU, MITSUNOBU M.D.
Vaccination Center, MEITETSU Hospital.
2-26-11, Sako, Nishi-ku, Nagoya, Aichi-pref, 451-8511. JAPAN

- 1 病院発行の正式書類として、レターヘッドがある書式がよいでしょう。
- 2 健康診断書の発行日は必ず記載します。発行後何か月以内などの有効期限がある場合もあります。
- 3 姓名のローマ字綴りは、パスポート記載と同一にします。例えば、「松田=Matsuda」、「貴司=Takashi」、「太郎=Taro」など。
- 4 生年月日などは西暦で記載します。(アメリカは月/日/年、その他の国は日/月/年の順に表示。)
- 5 項目ごとに、必ず検査日、測定日を記載します。
- 6 全ての単位を明記。特に身長・体重は、インチ・ポンド表示を日常的に使用する場合がありますので、省略しないようにしましょう。
- 7 胸部レントゲンや心電図も検査日と判定結果を記載します。
- 8 視力は、0.1なら「20/200」、1.0なら「20/20」のように記載します。コンタクトレンズ使用の場合は、Lenses、眼鏡の場合は、Glassesと記載します。
- 9 血液型は、B型(+)の場合は、「B group,RhD(+）」のように記載します。
- 10 抗体価のみでなく、抗体測定法、結果の解釈(陽性か、陰性か)、測定日なども明記します。抗体価「8倍」は「1:8」と記載。特に抗体価測定法については適切な方法(P.9の“臨床検査機関で行う防御免疫能評価の検査法の例”を参照)を選択してください。
- 11 既往歴や手術などの記録、治療中の疾患があれば、治療内容や今後の注意などを、英文で記載しておきましょう。
- 12 健康かそうでないかの評価を記載しておきます。
- 13 医師の署名を必ず入れます。
- 14 病院名に加えて、所在地、郵便番号なども記載します。

2 海外渡航時に必要な予防接種証明

予防接種証明書作成の必要性

1 海外渡航と予防接種

海外渡航にあたってはいくつかのワクチンの接種が推奨されています。これは海外に滞在すると感染症にかかるリスクが高くなるためです。とくに発展途上国では感染症が未だに猛威をふるっており、現地で日本人が罹患することも少なくありません。このような感染症のなかでも、旅行者下痢症やA型肝炎などの経口感染症はとくにリスクが高い疾患です。また、蚊に媒介される日本脳炎や黄熱、性行為や医療行為でかかるB型肝炎も注意が必要です。さらに、動物から感染する狂犬病も滞在先によってはリスクがあります。

こうした感染症の予防のためにワクチンの接種を行います。どの予防接種を実施するかは、滞在地域、滞在期間、年齢などを考慮して決定します。ワクチンによっては複数回の接種が必要なこともあるので、渡航が決まったら早い時期から接種を始めることを勧めます。

2 渡航前に受けたワクチンの接種証明書

渡航前に接種したワクチンについては記録を残しておくことが必要です。これが予防接種証明書と呼ばれるもので、原則として接種した医療機関が作成します。この証明書は、滞在先で病気になり医療機関を受診する際に有用な情報を提供するとともに、滞在先でワクチンの追加接種を行う際には、必要不可欠な情報になります。

なお、黄熱ワクチンは検疫所やその関連施設でのみ接種が行われています。イエローカードと呼ばれる黄熱ワクチン接種証明書も、こうした施設からのみ発行されています。アフリカや南米に入国する際に、この証明書の提示を求められることがあります。

3 小児の予防接種証明書

子どもを海外に連れて行く場合は、出生から渡航時まで受けたワクチンの記録を記した「小児の予防接種証明書」を準備しておきましょう。小児の予防接種スケジュールは国によって大きく異なります。このため帯同する小児については、現地の小児科医などにお話し、その国のスケジュールに従った接種を受けるように勧めています。これを可能にするのが「小児の予防接種証明書」です。さらに海外では学校の入学時に、今までに受けた予防接種名や接種時期を聞かれることがあります。こうした場合にも、この証明書が有効になります。

大人の予防接種について

未接種のワクチン

かつて感染症が猛威をふるっていた頃は、ほとんどの成人は麻疹や水痘など小児期特有の疾患にはすでに罹患済みで、免疫がありました。予防接種によりこれらの疾病が予防できるようになり、人類は多大な恩恵を受けたといえます。しかしその一方、小児期に接種すべき予防接種を受けなくても、周囲から感染を伝播されることなく成人した者の数は増加しました。彼らは当該疾病に感受性があり、罹患の恐れがあります。免疫の有無を調べる一番手軽な方法は血清抗体価ですが、防御免疫能を適切に評価できる方法で測定することが望まれます。臨床検査機関で行う場合、選択すべき検査法の例を右記に示しました。

これらの疾患に対するワクチンは、小児と同様に成人にも接種できます。成人では過去の予防接種歴や既往歴がはっきりしない場合も多くありますが、費用の問題もあり全抗体価を測定することは事実上困難です。抗体を有する（当該疾患に対する免疫を有する）者に接種したとしても、副反応が増強することはありません。

渡航地域によっては、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、黄熱病などの接種が必要です。黄熱病は国際保健規則（International Health Regulation）に規定された国際検疫対象疾患であり、検疫所で接種し、接種証明としてイエローカードが発行されます。A型肝炎、B型肝炎、狂犬病は流行地における自己防衛のための任意接種ワクチンであり、確実な接種記録を残す意味で、希望者にイエローカードに準じた書式を発行している医療機関もあります（右のカード参照）。正式書類としての英文予防接種証明書については後述します。

臨床検査機関で行う防御免疫能評価の検査法の例

疾病名	防御免疫能を評価する抗体価測定法
麻疹	HI, ELISA-IgG
風疹	HI, ELISA-IgG
ムンプス	ELISA-IgG
水痘	ELISA-IgG, IAHA
ポリオ	NT



このような、イエローカードに準じた書式を発行しておくことがベターです。

接種から時間が経て免疫が切れているもの

不活化ワクチンは、基礎免疫獲得後さらに長期的に免疫を維持するためには、何年ごとにブースター接種を行う必要があります。予防接種法によるわが国の定期接種では、DPT、日本脳炎などが不活化ワクチンです。DPTワクチンは、乳児期の第I期初回接種と追加接種による基礎免疫終了後は、DTによる第II期接種が12歳時となります。通常3歳時に基礎免疫が行われる日本脳炎ワクチンは、9歳と14歳での追加接種が規定されています。これら小児における定期接種スケジュールは、免疫を維持するための理にかなっているのです。

予防接種法では、成人に対する接種勧奨時期は明示されていませんが、不活化ワクチンはおおよそ5-10年ごとにブースター接種を行えば免疫の維持が可能であると考えられます。

自然感染と同一の機序で免疫が獲得できる弱毒生ワクチンについては、開発当初は免疫の持続は一生と考えられていました。しかし接種歴を有する思春期年齢層における麻疹の散発事例などによると、社会から感染症が減少し個体に対する自然のブースターが減少してきた現代において高度な免疫力を維持するためには、生ワクチンにおいても10年程度でブースター接種が必要とも考えられます。国際保健規則では、黄熱病生ワクチンは10年ごとの追加接種が規定されています。

子どもの予防接種について

海外渡航を控えた小児に必要な予防接種

まず、「日本国内でその年齢に定められている予防接種を完了していること」が第一条件です。「父の転勤で予想もしない海外の国へ行くことになった。どんな特別なワクチンが必要でしょう?」と、慌てて受診する家族も見受けられますが、そういう場合に限って麻疹ワクチンが未接種の幼児であることも多いものです。わが国の接種スケジュールは主に国内における疾病予防を目的に定められたものですが、世界全体に共通するワクチン戦略の基本はある程度カバーされているといえます。

日本より多大な感染症の脅威にさらされている途上国地域への渡航時には、A型肝炎（現状では16歳未満小児への適応は定められていない）、B型肝炎、狂犬病、黄熱病などの接種を行う場合があります。接種できる年齢の目安や注意事項を下に記しました。

海外渡航時のワクチン接種についての年齢目安および注意

ワクチン種別	接種対象、注意事項など
A型肝炎	16歳未満小児への適応は無いが、罹患のリスクや罹った際の重症度などを勘案して計画する。
B型肝炎	生後2か月以上対象。途上国でのキャリア率は高く、医療器具による感染も注意
狂犬病	生後6か月以上対象。ゼラチン含有ワクチンであり、ゼラチンアレルギー者では要注意
黄熱病	1歳以上対象。国際検疫の対象疾病である。卵、ゼラチンアレルギー者では要注意。

中野貴司:小児および妊産婦/授乳婦の旅行者へのワクチン.化学療法の領域19, 33-39, 2003.を一部改変

また、日本とは異なり、定められた種類、回数のワクチン接種が完了していることを学校への編入学の条件にしている国もあります。この条件が日本と異なる（日本より多くの回数の接種が要求される）場合には、追加接種が必要となります。

さらに、文化、言語、医療制度や施設が日本と大きく異なる海外では、診療を受けること自体が家族にとって大きな負担となる場合も少なくありません。このため、水痘やムンプスなど任意接種のワクチンを希望する家族も多いようです。

編入学の際に求められる証明

米国などでは学校への編入学の条件として、当該年齢で接種すべきワクチンの種類、回数を完了していることが要求されます。同じ米国内でも州による差異や、公立や私立で異なる場合もあり、現地における確実な新しい情報を得ることはなかなか困難ですが、参考文献（平山宗宏、他:子どものための予防接種、各国の状況、母子保健事業団、東京）などをご参照ください。現地校とインターナショナルスクールでは規定が異なる場合も多くみられます。

諸外国とわが国の接種スケジュールの差異を、まず認識することです。わが国では就学年齢におけるポリオ、麻疹（MMR）、DPTの規定接種回数が諸外国に比べて少ないため、追加接種が必要となります。また日本のポリオワクチンは、先進諸国で多く使われている不活化ワクチンではなく生ワクチンです。MMRワクチンは現在国内で入手できず、それぞれの単独ワクチンを使用するため、これら3種ワクチンの追加接種が必要な場合は不便になります。b型インフルエンザ菌ワクチン（国内では入手できない）やB型肝炎ワクチンが定期接種スケジュールに組み込まれている国は多く、編入学に際して相談をうけるケースは多いようです。BCG接種を実施していない国への渡航に際しては、ツベルクリン反応の判定結果について、診断書の添付が必要となる場合があります（P15参照）。

留学生の予防接種について

留学生の場合、渡航先は欧米諸国であることが最も多く、年齢層は10代後半から20歳代が主な対象者です。「編入学の際に求められる証明」で述べたように、海外と日本における規定接種回数の差異のために、日本の定期接種で定められたワクチンが全て接種済みであっても、ポリオ、麻疹（MMR）、DTの追加接種や、B型肝炎ワクチンが必要となる場合があります。

既往歴や接種歴ははっきりせず、血清抗体検査を実施しなければならないことも多々あります。

ほとんどの場合、英文証明書が必要となります。



外国語／日本語併記の母子健康手帳

外国語と日本語が併記されている母子健康手帳は、もともとは日本に住む外国人の両親を対象に作成されました。いまでは、子ども連れで海外に赴任する家族にとって、必須の携行品として活用されています。外国語で併記されているので、海外の医師や看護師にも、妊娠中の出来事や子どもの成長を理解してもらえるからです。その便利さと使い方を説明しましょう。

①赴任先の事情により、どの言語版を使うかを決めます（特別の理由がない限り、英語版を選ぶのが無難。ほとんどの国で、英語を読む医師を探すのは難しくないので）。

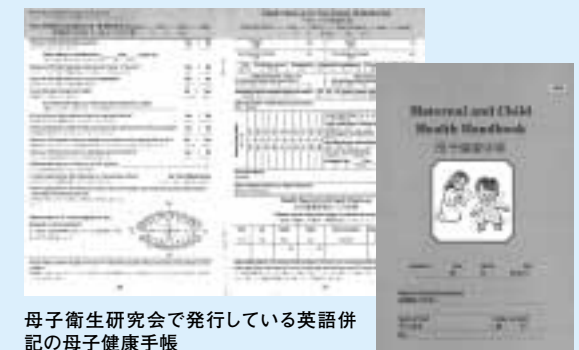
②赴任前に、医師、助産師、保健師などが書いた記載事項を、自分で写して記入します。

③赴任先の国で予防接種や体重測定を受けたら、その結果を記入してもらうといいでしょう（場合によっては、親が記入することもあります）。

④赴任先の国で健診を受ける前に、「保護者の記録」の欄に記入しておく、子どもの成長や発達の様子を英語で説明する手間が省けます。

⑤日本に帰国した後も、外国語/日本語併記の母子健康手帳は、日本の保健所や医療機関で使うことができます。


母子衛生研究会では、日本語併記の各国語版（英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ハングル、タイ語、インドネシア語）を作成しているので、活用してください。



母子衛生研究会で発行している英語併記の母子健康手帳

予防接種証明作成時の注意とひな型

英文の予防接種証明書が必要となるのは、海外の学校への編入学や留学の場合です。作成にあたって注意すべき点を箇条書きにし、一般的に使用されているひな型を示しました。



MIE NATIONAL HOSPITAL
357 Kubota, Ohsato, Tsu, Mie 514-0125, Japan
Phone: 0594-232531 Fax: 0594-2325994

CERTIFICATE OF PREVIOUS IMMUNIZATION AND RECORDS OF DISEASES

Date: April 8, 2004

Name: _____ Date of birth: February 15, 1984 Sex: Female

1) Records of Immunization


Type of Immunization	Date of Vaccination
DPT ¹⁾ 1st	September 28, 1984
DPT 2nd	October 30, 1984
DPT 3rd	December 2, 1984
DPT 4th	February 22, 1986
DT ²⁾	At the age of 12 years old
TOPV ³⁾ 1st	May 22, 1984
TOPV 2nd	April 18, 1985
BCG *	January 8, 1985
Measles	September 10, 1985
Rubella	During junior high school days
Hepatitis B 1st	September 3, 2003
Hepatitis B 2nd	October 3, 2003
Hepatitis B 3rd	April 2, 2004

¹⁾DPT: Diphtheria, Pertussis, Tetanus. ²⁾DT: Diphtheria, Tetanus. ³⁾TOPV: Trivalent oral polio vaccine
*Her chest X-ray on 2 April 2004 revealed no abnormality.


2) Records of Past History and Results of Antibody Titer

Name of Disease	Date of Infection	Serum Antibody Titer (Method, Titer, Date)
Measles	—	HI 1:128 (positive), March 15, 2004
Mumps	At the age of 4 years old	ELISA IgG 15.8 (positive), March 15, 2004
Rubella	—	HI 1:256 (positive), March 15, 2004
Varicella	June, 1986	ELISA IgG 9.6 (positive), March 15, 2004

This is to certify that these data come from our medical records.



Takashi Nakano, M.D.
National Mie Hospital



357 Kubota, Ohsato, Tsu, Mie, 514-0125, Japan
Tel: +81-59-232-2531, Fax: +81-59-232-5994
e-mail: vac@mie-m.hosp.go.jp

- 1 病院発行の正式書類として、レターヘッドがある書式を使用します。
- 2 予防接種証明書の発行日は必ず記載する。発行後何か月以内などの有効期限がある場合もあります。
- 3 姓名のローマ字綴りは、パスポート記載と同一にします。例えば、「松田=Matsuda」、「貴司=Takashi」、「太郎=Taro」など。
- 4 生年月日などは西暦で記載します。
(アメリカは月/日/年、その他の国は日/月/年の順に表示。)
- 5 病名やワクチン名などは出来る限り簡略化しない方がベターですが、スペースの関係などで略す場合には脚注を付けます。
- 6 学校での集団接種で母子健康手帳への記載が無く接種日が確定できない場合は、このような記載をします。
- 7 BCG接種については、ツベルクリン反応で結核菌感染者と誤解されることをさけるために、脚注を付けます。(15ページに詳しく記載)
- 8 抗体価のみでなく、抗体測定法、結果の解釈(陽性か、陰性か)、測定日など明記します。抗体価「128倍」は「1:128」と記載します。
- 9 医師の署名を必ず入れます。
- 10 病院名に加えて、住所、電話番号、FAX、e-mailなどの連絡先も記載します。
- 11 押印の習慣が無い国もありますが、英文の病院印があるとベターです。

接種不適合者への診断書

厚生労働省健康局結核感染症課監修の「予防接種ガイドライン;2003年11月改訂版」による“接種を受けることが適当でない者(接種不適合者)”,すなわち予防接種に際して禁忌事項があり接種できない者については、下記の例文を参考に文章を作成し診断書として添付してください。

例文1 彼女は、過去にDPTワクチンを接種した5分後にアナフィラキシー反応を呈した既往があります。ワクチン液のいずれの成分に対するアレルギーであるかは特定できておりませんが、時間的な因果関係からはDPTワクチンが原因である可能性が考えられます。よって、再びDPTワクチンを接種すると同様の副反応が生じる可能性がありますので、その後の追加接種は行っておりません。

Example 1

A girl/women developed an anaphylactic reaction 5 minutes after receiving a DPT vaccine. Although no ingredient in the vaccine vehicle could be singled out as an allergen, the occurrence of the reaction so soon after the vaccination strongly implicated the vaccine as the causal factor. Thus, subsequent DPT vaccinations were omitted to minimize the risk of a similar adverse reaction.

例文2 M.K.7歳男児は、卵成分に対する重度のアレルギーがあり、ごく少量の摂取でも血圧低下、呼吸困難を引き起こします。よって、鶏卵を含むお菓子なども含めて、関連食品は一切禁止しております。ニワトリ由来細胞の組織培養を用いてつくられる麻疹ワクチンに卵成分と交差反応を示す蛋白はほとんど含まれないとは考えられますが、本児が麻疹ワクチン接種により同様の反応を来す可能性を完全には否定できません。よって、本児に麻疹ワクチンは接種しておりません。

Example 2

A 7-year-old boy (M.K.) is so severely allergic to an ingredient in egg that ingestion of even tiny amounts induces sharp drops in blood pressure and respiratory difficulty. As a result, he cannot be allowed to eat any foods or sweets containing egg. Though the measles vaccine is produced using the tissue culture of a chicken cell and contains almost no proteins known to be cross-reactive with egg ingredients, we cannot be completely sure that the vaccine will not induce a similar reaction. Therefore, we have not vaccinated the boy against measles.

例文3 彼は、ゼラチンを含有するワクチンの接種直後にショック状態となったことが以前にあり、ゼラチンに対するアレルギーと診断しました。よって、成分としてゼラチンが含まれている黄熱病ワクチンの接種は実施できませんでした。

Example 3

The patient once went into shock immediately after receiving a vaccine containing gelatin and was diagnosed with a gelatin allergy. As the yellow fever vaccine also contains gelatin, the patient has not received it.

例文4 Y.N.21歳女性は、現在妊娠しております。風疹生ワクチンの胎児への影響を考慮し、接種しませんでした。

Example 4

A 21-year-old woman (Y. N.) is now pregnant. To eliminate the risk of influence on the embryo, she has not been administered the live rubella vaccine.

BCG非接種国(地域)への渡航時の注意

ツベルクリン反応(以下、ツ反)は、結核菌に対する細胞性免疫能感作の有無を見るテストです。わが国では乳児にツ反を行い、陰性者に対して(すなわち結核菌感染既往が無いと考えられる乳児に対して)BCGを接種しています。日本では大多数の乳児はBCG接種を受け、接種後はBCGに感作され、通常ツ反は陽性化します。一方、例えば米国がそうですがBCGを定期接種として実施していない国もあります。そのような国では、ツ反は結核菌感染の有無を調べるための検査としての意義を持ちます。乳児期、小児期にBCGは接種していないので、ツ反陽性は結核菌感染を意味します。

日本の子どもたちが米国などに渡航した場合、ツ反の判定結果についてしばしば誤解が生じることがあります。結核菌感染者と診断され、抗結核剤を投与される場合さえあります。外国の医師たちが十分に日本の予防接種体制を理解していないケースは多いのです。

次のような例文を参考に診断書を持参させれば、日本からの渡航者たちは誤解されることなく円滑に海外での生活を送れるのではないのでしょうか。平成14年度までは小中学生のツ反陰性者に対してもBCG接種が実施されていたので、記載に際しては注意が必要です。



例文5 本児は現在5歳ですが、生後6か月時にBCGを接種しております。日本では、乳幼児に対してBCGが定期接種として実施されているのです。本児は5歳の現在、ツベルクリン反応検査の判定は陽性ですが、BCG接種による陽転です。病歴、身体所見には結核を疑わせる徴候は無く、健康であると診断します。

Example 5

Some years ago, a 6-month-old infant received a BCG vaccination, a routine vaccination for all Japanese infants. Now in his fifth year, the child has tested positive in a tuberculin test (positive conversion by the BCG vaccination). There has never been clinical evidence of tuberculosis and the child appears healthy on physical examination.

例文6 彼女は現在16歳ですが、生後8か月時(1988年)と13歳時(2001年)にBCGの接種歴があります。日本では、BCGは乳幼児の定期接種として実施されており、2002年までは小中学生のツベルクリン反応陰性者にもBCG接種が行われていました。彼女に対して2004年4月8日に実施したツベルクリン反応の判定結果は陽性(長径18mm)でしたが、これは過去のBCG接種による細胞性免疫の感作を意味するものです。彼女に結核を疑わせる臨床所見はありません。健康診断として胸部レントゲン写真も撮影しましたが、異常所見は認めませんでした。彼女の健康状態は良好と診断します。

Example 6

A teenage girl, now 16, received BCG vaccinations at the ages of 8 months (1988) and 13 years (2001). BCG is administered as a routine vaccination for infants in Japan, and up until 2002 it was also administered to students who tested negative in the tuberculin test in primary school and junior high school. The girl tested positive in the tuberculin test (major axis of 18 mm) on April 8, 2004, hence her former BCG vaccination was concluded to sensitize her to cellular immunity. There have been no clinical findings indicative of tuberculosis, and there were no unusual findings on a chest X-ray taken during a medical checkup. She has been diagnosed as healthy.